

白鷹町ふるさと森林公園

指定管理者候補者選定要領

令和4年9月

白鷹町商工観光課

白鷹町ふるさと森林公園指定管理者候補者選定要領

1. 選定にあたっての基本事項

指定管理者の選定については、白鷹町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年条例第2号。以下「条例」という。）及び同施行規則（平成16年規則第1号。以下「規則」という。）の規定により行います。

審査基準

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できるものであること。
- ⑤ その他町長が特別に定める事項

2. 選定委員会

指定管理者の候補の選定を公平かつ適正に行うため、規則第5条により白鷹町公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

3. 審査会

選定委員会の補助的機関として、有識者等で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置します。審査会は、審査基準に基づく審査を行い、その結果を選定委員会に報告します。

4. 審査の手順

（1）資格審査

提出された書類により応募資格の審査を行います。白鷹町ふるさと森林公園指定管理者募集要項に定める応募資格を満たしていない場合は、審査の対象から除外するものとします。また、下記の条件に該当する場合も、審査の対象から除外します。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 選定委員会及び審査会の委員に個別に接触した場合
- ウ 提出書類に虚偽または不正があった場合
- エ 申請書受付期間内に所定の提出書類が整わなかった場合
- オ 申請書提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微な変更を除く。）
- カ その他不正な行為があった場合

（2）審査会における審査

審査会において、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行います。

審査は、審査会の委員で行い、提出された申請書類とプレゼンテーションの説明内容により、審査基準（※「審査基準表」については、別途公表します。）に基づき各自採点します。

法人等ごとに審査会委員の採点結果を合計し、それを審査結果として選定委員会に報告します。

①プレゼンテーション

各法人等より、申請書類に基づく提案内容の説明をしていただきます。その後、質疑応答を行います。

なお、実施日程など詳細については、プレゼンテーションに参加いただく法人等を対象に別途お知らせします。

② 審査方法

- ・ 審査は、「審査基準表」により行います。
- ・ 採点は、提出された申請書類の内容にプレゼンテーションの内容を加味して行います。
- ・ 各委員は項目ごとに採点し、それぞれの委員の合計得点を求めます。

(3) 選定委員会における選定

審査会での審査結果を踏まえ、選定委員会において、町長に報告する指定管理者の候補者を選定します。

(4) 基準評価値の設定

施設管理の内容に適合した履行を確保するため、審査会での審査項目の合計点に選定委員の人数を乗じて得た点数の100分の60を審査基準値と設定し、当該審査基準値に満たない場合は、候補者から除外されます。

(5) 審査結果の通知

選定委員会の審査の結果は、申請者に対して書面で通知するとともに、ホームページへの掲載等により公表します。

5. 指定管理者候補者決定までの流れ

① 白鷹町商工観光課における申請書類の審査

↓

② 審査会における審査（書類及びプレゼンテーションによる審査）

↓

※ 審査結果を選定委員会へ報告

③ 選定委員会における選定

↓

※ 審査結果を町長へ報告

④ 選定委員会での審査結果を踏まえ、町長が候補者を決定

↓

⑤ 候補者及び選定委員会での審査結果について町ホームページで公開